

低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定式について

平成30年4月1日改正

今回の改正では、3. 算定方法の一部を見直す(下線部分)こととし、その他は従来どおりとする。
※「5. その他」追記

1. 建設工事【変更なし】

【範囲】

予定価格の7/10～9/10

【計算式】

◆工事(建築工事を除く)

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55

◆建築工事

(直接工事費-現場管理費相当額)×0.95+共通仮設費×0.9+(現場管理費+現場管理費相当額)×0.8+一般管理費等×0.55

※現場管理費相当額については以下のとおり。

・建築物の解体工事、建築工事に関連する昇降機設備工事および工事費の過半が機器設置費である建築設備工事の場合

現場管理費相当額=直接工事費×20%

・上記を除く建築工事、建築電気設備工事および建築機械設備工事の場合

現場管理費相当額=直接工事費×10%

○特別なものについては、上記にかかわらず予定価格の7/10～9/10の範囲で定める。

※上記にかかる電気通信工事における取り扱いは次のとおり。

(一般工事)

- ・直接工事費は「直接製作費」、「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額
- ・一般管理費等は機器費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額
ただし、「直接製作費」は機器費に6/10を乗じた額、「間接労務費」は機器費に1/10を乗じた額、「工場管理費」は機器費に2/10を乗じた額、機器費の「一般管理費等」は機器費に1/10を乗じた額とする。

(鉄塔・反射板工事)

- ・直接工事費は「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」の合計額
ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に6/10を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に3/10を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に1/10を乗じた額とする。

※上記に係る機械設備工事における取り扱いは次のとおり。

- ・直接工事費は「直接製作費」、「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額

2. 業務委託【変更なし】

【範囲】

予定価格の6/10～8/10（地質調査業務については2/3～8.5/10）

【計算式】

◆測量業務

直接測量費×1.0+測量調査費×1.0+諸経費×0.48

◆土木関係の建設コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.48

◆建築関係の建設コンサルタント業務

直接人件費×1.0+特別経費×1.0+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6

◆地質調査業務

直接調査費×1.0+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.45

◆補償関係コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.45

○特別なものについては、上記にかかわらず予定価格の6/10～8/10（地質調査業務については2/3～8.5/10）の範囲で定める。

3. 算定方法【変更あり】

<低入札価格調査基準価格>

①計算式により基準となる金額を円単位まで求める。

②上記①の金額を千円単位に丸め（千円未満切り捨て）、消費税相当分を乗じる。

<最低制限価格>

①計算式により基準となる金額を円単位まで求める。

②上記で求めた基準となる金額に、係数 α ($0.995 \leq \alpha \leq 1.005$)を乗じてランダム処理する。

③ランダム処理された金額を千円単位に丸め（千円未満切り捨て）、消費税相当分を乗じる。

4. 適用時期

平成29年5月1日 **平成30年4月1日**以降に入札公告を行う案件から適用する。

5. その他

（業務委託において異なる業務区分が混在する場合の算定方法）

・個々の業務毎に上記算定方法により低入札価格調査基準価格（または最低制限価格）を設定し、その合計を当該業務の低入札価格調査基準価格（または最低制限価格）とする。